

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集 1,136,116,800 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 5,859,000,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 1,079,190,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年3月11日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	707,200	1,136,116,800	614,839,680
計(総発行株式)	707,200	1,136,116,800	614,839,680

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025 年2月 21 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年3月 18 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,890 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 1,336,608,000 円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025 年3月 19 日(水) 至 2025 年3月 25 日(火)	未定 (注)4.	2025 年3月 27 日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025 年3月 11 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年3月 18 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年3月 11 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年3月 18 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025 年2月 21 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025 年3月 18 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
 4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 5. 株式受渡期日は、2025 年3月 28 日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
 7. 申込みに先立ち、2025 年3月 12 日から 2025 年3月 17 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	707,200	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 3 月 27 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	707,200	—

(注) 1. 引受株式数については、2025 年 3 月 11 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 3 月 18 日)に元引受契約を締結する予定であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	571,000	1,079,190,000	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村證券株式会社 571,000 株
計(総売出株式)	—	571,000	1,079,190,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,890 円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6-S投資事業有限責任組合(以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、571,000 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025 年4月 24 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年3月 28 日から 2025 年4月 24 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6－S投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2025 年6月 25 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社新株予約権者である中山岳人、澤井大輔、長友一郎及び村松英行は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2025 年6月 25 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2025 年9月 23 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	日本基準			
	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2021 年3月	2022 年2月	2023 年2月	2024 年2月
売上高 (百万円)	0	0	0	284
経常損失(△) (百万円)	△168	△152	△100	△107
当期純損失(△) (百万円)	△167	△73	△76	△83

資本金	(百万円)	10	10	10	10
発行済株式総数	(株)	59,361	35,361	353,610	353,610
純資産額	(百万円)	2,800	1,527	1,452	1,379
総資産額	(百万円)	7,913	7,982	8,082	8,099
1株当たり純資産額	(円)	47,174.68	43,184.65	205.33	195.10
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4,034.93	△1,547.35	△10.81	△11.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.39	19.13	17.95	16.87
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数	(人)	—	—	—	11

(注) 1. 第3期、第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、シンシア監査法人の監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2. 当社は 2020 年6月 30 日設立のため、第1期は 2020 年6月 30 日から 2021 年3月 31 日までの9ヵ月と1日となっております。

3. 2021 年 11 月 12 日開催の臨時株主総会決議により、第2期の決算期を3月 31 日から2月 28 日に変更しました。従って、第2期は、決算期変更により 2021 年4月 1 日から 2022 年2月 28 日までの 11 ヶ月間となっております。

4. 2025 年1月 29 日付で普通株式1株につき 20 株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は、7,072,200 株となっております。
5. 2023 年2月 27 日付で普通株式1株につき 10 株の割合で、また、2025 年1月 29 日付で普通株式1株につき 20 株の割合で株式分割を行いましたが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期及び第2期は潜在株式は存在しておらず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第3期及び第4期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 自己資本利益率については、第1期から第4期にかけて、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
11. 当社は持株会社として設立され、第1期から第3期においては、従業員は在籍しておりません。第4期にあたる 2023 年3月1日から、グループ会社への財務経理及び労務総務のシェアードサービスの提供を開始しました。これに伴い、該当従業員が子会社であるプログレス・テクノロジーズ株式会社から転籍しております。また、第4期の従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、有期労働者、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。
12. 当社は、2023 年2月 27 日付で普通株式1株につき 10 株の割合で、また、2025 年1月 29 日付で普通株式1株につき 20 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、シンシア監査法人の監査を受けておりません。

339A：プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2021 年3月	2022 年2月	2023 年2月	2024 年2月
1株当たり純資産額 (円)	235.87	215.92	205.33	195.10
1株当たり当期純損失(△) (円)	△20.17	△7.74	△10.81	△11.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)	(一)

(参考情報)

「第1 企業の概況(はじめに)」に記載の通り、当社(旧株式会社PTS HD)は2020 年6月に持株会社として設立され、2020 年9月にプログレス・テクノロジーズ株式会社を、2023 年3月にS&VL株式会社をグループ会社とし、現在に至っております。

参考として、日本基準に基づいて作成された2020 年3月期、2021 年3月期及び2022 年2月期に係るプログレス・テクノロジーズ株式会社の主要な経営指標等の推移は、次のとおりであります。

プログレス・テクノロジーズ株式会社の主要な経営指標等の推移

回次	日本基準		
	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020 年3月	2021 年3月	2022 年2月
売上高 (百万円)	4,010	3,969	3,716
経常利益 (百万円)	760	917	808
当期純利益 (百万円)	541	600	544
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (株)	64,000	64,000	64,000
純資産額 (百万円)	2,912	2,224	2,769

回次	日本基準		
	第 15 期	第 16 期	第 17 期
決算年月	2020 年3月	2021 年3月	2022 年2月
総資産額 (百万円)	3,732	3,201	3,505
1株当たり純資産額 (円)	45,509.65	34,761.78	43,274.20
1株当たり配当額 (円)	1,700.00	800.00	—
(うち1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益 (円)	8,457.72	9,386.77	8,509.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.03	69.50	79.01
自己資本利益率 (%)	18.58	27.00	19.67
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	20.1	8.5	—
従業員数 (人)	485	499	496

(注) 1. 第 15 期、第 16 期及び第 17 期の当社グループの事業主体はプログレス・テクノロジーズ株式会社であったため、当該会社の単体決算数値を記載しております。なお、各期の数値については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査を受けておりません。

2. 2021 年 11 月 16 日開催の臨時株主総会決議により、第 17 期の決算期を3月 31 日から2月 28 日に変更しました。従って、第 17 期は、決算期変更により 2021 年4月1日から 2022 年2月 28 日までの 11 ヶ月間となっております。

3. 第 16 期については、当期純利益を計上しているのにも関わらず、純資産額及び総資産額が減少しております。これは会社分割により一部の事業を譲渡したことによるものであります。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第 17 期においては配当を実施していないため記載しておりません。

339A：プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず記載しておりません。
6. 株価収益率については、プログレス・テクノロジーズ株式会社は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期労働者、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第18期の期首から適用しております。第15期、第16期及び第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容(注)1	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) プログレス・テクノロジーズ 株式会社 (注)2、3	東京都江東区	100	ソリューション事 業・エンジニアリ ング事業	100.0	役員の兼任6名(注)4 各種役務提供、業務委託、 金銭貸借、当社からの経営 指導、当社の借入金に対す る債務保証
(連結子会社) S&VL株式会社 (注)2	東京都江東区	20	デジタルツイン 事業	100.0	役員の兼任3名 各種役務提供、業務委託、 当社からの経営指導、当社 の借入金に対する債務保証

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、3 事業の内容に記載した事業形態別の名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. プログレス・テクノロジーズ株式会社については、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く。）の連結売上収益に占める割合が 10%を超えております。日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された財務諸表における主要な損益情報等は以下の通りであります。

主要な損益情報等（2024 年2月期 プログレス・テクノロジーズ株式会社）

(1)売上高 5,130 百万円

(2)経常利益 1,174 百万円

(3)当期純利益 827 百万円

(4)純資産額 4,450 百万円

(5)総資産額 5,510 百万円

4. プログレス・テクノロジーズ株式会社に兼務しております取締役のうち2名は、それぞれ 2024 年5月と 2025 年2月に退任いたしました。そのため、本書提出日現在においては、役員の兼務は4名であります。

5. 当社の過半数の株式を保有するジャフコSV6投資事業有限責任組合は、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 16 項(4)の規定により、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づく親会社には該当いたしません。なお、当社が採用する IFRS においては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 35. 関連当事者」に記載のとおり、当該会社が直近上位の親会社であり、かつ最終的な支配当事者であります。

【従業員の状況】

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1)連結会社の状況

2025 年1月 31 日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
デジタルソリューション事業	561
合計	561

339A：プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、有期労働者、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2)提出会社の状況

2025年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23	36.5	5.9	5,279

(注)1. 従業員数が最近1年間に於いて、14人増加したのは、主として当社グループ全体における情報システム、プランニング及び人材管理機能の効率化及び業務成果向上を目的とした管理本部組織の変更によるものであります。これに伴い、該当従業員が子会社であるプログレス・テクノロジーズ株式会社から転籍しております。また、従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、有期労働者、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、当社グループ内通算での勤続年数を記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3)労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しており、特記事項はありません。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

最近事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
—	—	77.5	85.6	—	

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。該当する労働者がいない場合は、「—」として記載しております。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の割合を算出したものであります。該当する労働者がいない場合は、「－」として記載しております。

3.「5 従業員の状況 (2)提出会社の状況」の「平均年間給与」と同じ算出方法を採用しております。パート・有期労働者に該当する男性労働者がいないため、「－」として記載しております。

4. 男女の賃金の差異について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。主な要因は、男女間の管理職の比率と時間外勤務時間に占める男性の割合が高いことであります。

②連結子会社

最近事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
プログレス・テクノロジーズ株式会社	10.8	42.9	86.2	86.0	－	(注)4
S＆VL株式会社	0	0	0	0	0	(注)5

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の割合を算出したものであります。

3.「5 従業員の状況 (2)提出会社の状況」の「平均年間給与」と同じ算出方法を採用しております。パート・有期労働者に該当する男性労働者がいないため、「－」として記載しております。

4. 男女の賃金の差異について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。主な要因は、男女間の勤続年数の差及び、勤続年数に比例して各等級の分布に男女で差異があることであります。

5. S&VL株式会社については、2024年2月29日時点では従業員は所属していないため、「0」として記載しております。

【所有者別状況】

2025 年1月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)							単元未満	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	株式の状況 (株)
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	70,722	—	—	—	70,722	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数の割合 (％)
ジャフコSV6投資事業有限責任組合(注)1	5,657,800	76.02
ジャフコSV6－S投資事業有限責任組合(注)1	1,414,400	19.01
中山 岳人 (注)2	250,580 (250,580)	3.37 (3.37)
澤井 大輔 (注)2	37,940 (37,940)	0.51 (0.51)
長友 一郎 (注)2	16,120 (16,120)	0.22 (0.22)
(注)5	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
(注)5	5,020 (5,020)	0.07 (0.07)
村松 英行 (注)3	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
(注)5	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
(注)5	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)

339A：プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者等(当社取締役)

3. 特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)

4. 当社従業員

5. 当社子会社従業員

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。